

## 群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則

(昭和五十三年十一月十日規則第六十五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県救急医療協力機関の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(救急医療協力機関の指定)

第二条 知事は、救急医療協力病院又は救急医療協力診療所（以下「救急医療協力機関」という。）の指定を行うものとする。

2 前項の指定は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された救急病院又は救急診療所以外の病院又は診療所であつて、次の各号に掲げる基準に該当し、かつ、その開設者（以下「開設者」という。）から知事に対して救急業務に関し協力の申出のあつたものについて行うものとする。

一 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。

二 救急医療について必要な施設を有していること。

3 第一項の指定は、当該指定の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

(指定の取消し)

第三条 知事は、前条の規定により指定を行つた救急医療協力機関が、次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

一 前条第二項各号の基準に該当しなくなつたとき。

二 開設者から指定取消しの申出があつたとき。

(告示)

第四条 知事は、第二条第一項の規定により救急医療機関の指定を行つたときは、当該救急医療機関の名称及び所在地並びに当該指定が効力を有する期限を告示するものとする。

2 知事は、前条の規定により救急医療協力機関の指定の取消しを行つたときは、その旨を告示するものとする。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。